

防府市消防本部からのお知らせ



住宅用火災警報器取付け



支援のご案内

～消防職員が住宅用火災警報器の取付けをお手伝いします～

住宅用火災警報器は購入したものの、取付けることが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接市民のみなさまのお宅を訪問し、設置のお手伝いをします。

※消防法令等により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

1 支援内容

住宅用火災警報器の取付けを消防職員が行います。

取付ける住宅用火災警報器は、申込者ご自身でご用意ください。



2 対象世帯

住宅用火災警報器の取付けをすることが困難な高齢者や障がい者世帯のうち、取付け支援を希望する次の世帯となります。

① 65歳以上の方のみの世帯

② 身体障害者手帳の交付を受けている方のみの世帯

*上記以外の世帯でも取付け支援ができる場合がありますので御相談下さい。



3 受付・取付時間

受付・取付時間は、平日の9時00分から16時30分までです。

4 申し込み方法

消防本部予防課に直接お越しいただくか、FAXでお申込みください。なお、代理の方の申請も可能です。

詳細については、お電話でお問い合わせください。

住警器設置で 安全な暮らし

【お申し込み・お問い合わせ先】

防府市消防本部 予防課

住所 防府市佐波二丁目11番25号

TEL 23-9903

FAX 23-9910

